

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課(室)

【規則】

○ 岡山県環境影響評価等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
(県例規集登載)

環境企画課

【告示】

○ 特定施設の設置許可申請

環境管理課

○ 指定居宅サービス等の事業の廃止

長寿社会課

○ 指定居宅サービス事業者等の指定

長寿社会課

○ 保安林の指定

治山課

○ 保安林の解除予定

治山課

○ 岡山県医療審議会からの答申

医療推進課

○ 大規模小売店舗の変更の届出の縦覧

経営支援課

○ 〃

経営支援課

○ 〃

経営支援課

○ 〃

経営支援課

○ 〃

経営支援課

○ 〃

経営支援課

○ 〃

経営支援課

○ 〃

経営支援課

○ 〃

経営支援課

目次

担当課(室)

○ 〃

○ 〃

○ 〃

○ 〃

○ 〃

○ 〃

○ 〃

○ 〃

○ 〃

○ 〃

○ 〃

○ 〃

○ 〃

○ 〃

○ 〃

○ 〃

○ 〃

○ 〃

○ 〃

○ 〃

○ 〃

○ 〃

○ 〃

○ 〃

○ 〃

○ 〃

○ 〃

【公安委員会】

○ 岡山県警察組織規則の一部を改正する規則

警務課

○ 警察法第五十六条第三項の規定による報告等に関する規則の一部を改正する規則

監察課

○ 交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則

地域課

(以上県例規集登載)

監理課

建築指導課

◎岡山県規則第九号

岡山県環境影響評価等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年三月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県環境影響評価等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県環境影響評価等に関する条例施行規則（平成十一年岡山県規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

別表の備考イ中「の区域及びその」を「（以下「国立公園等」という。）の区域及び国立公園等の区域（海域を除く。）の」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

◎岡山県告示第百二十五号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年三月十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名 称 ヒルタ工業株式会社

住 所 岡山県笠岡市茂平1410

氏 名 代表取締役 風田 哲士

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 ヒルタ工業株式会社 笠岡工場

所在地 岡山県笠岡市茂平1410

平成26年3月14日 岡山県公報 第11567号

(3) 特定施設に関する事項

区	分	廃	止	新	設	
種	類	65 酸又はアルカリによる表面処理施設		65 酸又はアルカリによる表面処理施設		
能	力	2,500m ³ /日		2,500m ³ /日		
工事着手予定年月日		-		既設		
工事完成予定年月日		-		既設		
使用開始予定年月日		-		許可後		
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続8時間		連続16時間		
使用時において当該特定施設から排出される汚水の通常の値及び最大の値並びに当該汚水の通常の値及び最大の値	区	分	通常	最大	通常	最大
	水量 (m ³ /日)		28	30	28	30
	pH		6~8.5	6~8.5	6~8.5	6~8.5
	BOD (mg/ℓ)		54	60	54	60
	COD (mg/ℓ)		55	60	55	60
	SS (mg/ℓ)		210	230	210	230
	油分 (mg/ℓ)		68	75	68	75
	T-N (mg/ℓ)		30	32	30	32
	T-P (mg/ℓ)		25	30	25	30
	大腸菌群数 (個/cm ³)		-	-	-	-
	Zn (mg/ℓ)		30	35	30	35
	F (mg/ℓ)				18	31

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。

平成26年3月14日 岡山県公報 第11567号

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

区 分		変 更 前				変 更 後			
工場又は事業場における施設番号		H-2				同左			
種 類		凝集沈殿ろ過方式							
構 造		鋼製							
主 要 寸 法		9.1m×11.9m×H5.6m							
能 力		5 m ³ /時							
処 理 の 方 法		中和, 凝集沈殿, ろ過							
工 事 着 手 年 月 日		-				許可後直ちに			
工 事 完 成 年 月 日		-				着手後直ちに			
使 用 開 始 年 月 日		-				完成後直ちに			
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節変動がある場合はその概要		連続8時間				連続16時間			
使用時における当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区 分	処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	28	30	28	30	同左			
	p H	6~8.5	6~8.5	6.5~8.0	6.5~8.0				
	B O D (mg/ℓ)	54	60	18	20				
	C O D (mg/ℓ)	55	60	18	20				
	S S (mg/ℓ)	210	230	18	20				
	油 分 (mg/ℓ)	68	75	1	1				
	T - N (mg/ℓ)	30	32	28	30				
	T - P (mg/ℓ)	25	30	1.5	2				
	大腸菌群数 (個/cm ³)	-	-	-	-				
	Z n (mg/ℓ)	30	35	1.5	2				
F (mg/ℓ)					18	31	7	7	

平成26年3月14日 岡山県公報 第11567号

(5) 排水口に関する事項

排水口番号	排水口No. 1			
	変更前		変更後	
	通常	最大	通常	最大
水量 (m ³ /日)	93	104	同左	
p H	6.5~8.5	6.5~8.5		
BOD (mg/ℓ)	18	20		
COD (mg/ℓ)	18	20		
S S (mg/ℓ)	18	20		
油分 (mg/ℓ)	1	1		
T-N (mg/ℓ)	28	30		
T-P (mg/ℓ)	1.5	2		
大腸菌群数 (個/cm ³)	-	-		
Z n (mg/ℓ)	1.5	2		
F (mg/ℓ)			7	7

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期 間 平成26年3月14日から同年4月4日まで
- (2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び笠岡市役所

平成26年3月14日 岡山県公報 第11567号

◎岡山県告示第百二十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項及び第百十五条の五第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業及び指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

平成二十六年三月十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ヘルパーステーション楽寿

2 所在地

岡山県井原市下出部町二丁目一七一四

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

有限会社楽寿会

2 所在地

岡山県井原市下出部町二丁目一七一四

三 廃止年月日

平成二十六年三月三十一日

四 介護保険事業所番号

三三七〇七〇〇六二一

五 サービスの種類

訪問介護

介護予防訪問介護

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

デイサービスセンター楽寿

2 所在地

岡山県井原市下出部町二丁目一七一四

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

平成26年3月14日 岡山県公報 第11567号

1 名称

有限会社楽寿会

2 所在地

岡山県井原市下出部町二丁目一七一四

三 廃止年月日

平成二十六年三月三十一日

四 介護保険事業所番号

三三七〇七〇〇六一三

五 サービスの種類

通所介護

介護予防通所介護

平成26年3月14日 岡山県公報 第11567号

◎岡山県告示第百二十七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項及び第百十五条の五第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業及び指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

平成二十六年三月十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

真庭市社協訪問入浴介護北事業所

2 所在地

岡山県真庭市下湯原四七番地

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人真庭市社会福祉協議会

2 所在地

岡山県真庭市落合垂水一九〇一―五

三 廃止年月日

平成二十六年二月二十八日

四 介護保険事業所番号

三三七三四〇〇九六三

五 サービスの種類

訪問入浴介護

介護予防訪問入浴介護

平成26年3月14日 岡山県公報 第11567号

◎岡山県告示第百二十八号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文及び第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成二十六年三月十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ひなたぼっこ荘内

2 所在地

岡山県玉野市迫間字宮面九八六番地一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

三井造船生活協同組合

2 所在地

岡山県玉野市玉二丁目五番五号

三 指定年月日

平成二十六年四月一日

四 介護保険事業所番号

三三七〇四〇一三九四

五 サービスの種類

通所介護

介護予防通所介護

◎岡山県告示第百二十九号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文及び第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成二十六年三月十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

里庄町介護老人保健施設里見川荘

2 所在地

岡山県浅口郡里庄町大字里見七三五〇番地

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

医療法人萌生会国定病院

2 所在地

岡山県浅口郡里庄町大字浜中九三番地一四一

三 指定年月日

平成二十六年四月一日

四 介護保険事業所番号

三三七二七〇一〇七二

五 サービスの種類

短期入所療養介護

介護予防短期入所療養介護

◎岡山県告示第百三十号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文及び第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成二十六年三月十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

里庄町介護老人保健施設里見川荘

2 所在地

岡山県浅口郡里庄町大字里見七三五〇番地

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

医療法人萌生会国定病院

2 所在地

岡山県浅口郡里庄町大字浜中九三番地一四一

三 指定年月日

平成二十六年四月一日

四 介護保険事業所番号

三三七二七〇一〇八〇

五 サービスの種類

通所リハビリテーション

介護予防通所リハビリテーション

◎岡山県告示第百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成二十六年三月十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 保安林の所在場所

井原市芳井町下鴨字田淵ノ上二五五九一、二五六六、二五六七、二五八一―一、二五八二

二 指定の目的

落石の危険の防止

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び井原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成二十六年三月十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 解除予定保安林の所在場所

高梁市備中町平川字浅柄日南一ノ渡上エ七九五六の四、字畑ノ川原向七九五七の四、七九五七の五、字浅柄一ノ渡り上エ七九五八の三

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

〔二〇二〕岡山県医療審議会から次のとおり答申があった。

平成二十六年三月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 諮問年月日

平成二十六年一月二十日

二 答申を受けた年月日

平成二十六年二月二十四日

三 諮問及び答申の事項

医療法人の設立及び解散の認可並びに社会医療法人の認定について

四 その他

諮問及び答申の内容を記載した書類については、岡山県庁県政情報室、岡山県備前
県民局、岡山県備中県民局及び岡山県備中県民局高梁地域事務所において閲覧するこ
とができる。

平成26年3月14日 岡山県公報 第11567号

〔一〇三〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成二十六年三月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ホームセンタータイム山陽店

所在地 赤磐市上市一八〇番地ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社イズミ

住所 広島県広島市東区二葉の里三丁目三番一号

代表者の氏名 代表取締役 山西 泰明

3 変更事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

（変更前） 午前八時

（変更後） 午前七時

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

（変更前） 午後八時

（変更後） 午後九時

(3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前） 午前七時三十分から午後八時三十分まで

（変更後） 午前六時三十分から午後九時三十分まで

4 変更年月日

平成二十六年三月四日

5 変更事項以外の事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社リックコーポレーション

住所 岡山市北区下中野四六五番地の四

代表者の氏名 代表取締役社長 川西 良治

(2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

三千二百二十二平方メートル

(3) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数 百六十五台

イ 駐輪場の収容台数 七台

ウ 荷さばき施設の面積 六十三・七平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の容量 四十八・六立方メートル

(4) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 駐車場の自動車の出入口の数 五箇所

イ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前八時から午後七時まで

二 届出年月日

平成二十六年三月三日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成二十六年三月十四日から同年七月十四日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び赤磐市産業振興部商工観光課

平成26年3月14日 岡山県公報 第11567号

〔二〇四〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成二十六年三月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ホームプラザナフコ瀬戸内店

所在地 瀬戸内市邑久町豊原字中井十三一二六番一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社ナフコ

住所 福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目六番一〇号

代表者の氏名 代表取締役 深町 勝義

3 変更事項

大規模小売店舗の名称

（変更前） ホームプラザナフコ邑久店

（変更後） ホームプラザナフコ瀬戸内店

4 変更年月日

平成二十六年三月七日ほか

二 届出年月日

平成二十六年三月七日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成二十六年三月十四日から同年七月十四日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

平成26年3月14日 岡山県公報 第11567号

〔二〇五〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成二十六年三月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ハピーマート東一宮店

所在地 津山市東一宮一番地一一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社天満屋ハピーマート

住所 岡山市北区岡町一三番二六号

代表者の氏名 代表取締役 森下 和幸

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

株式会社天満屋ハピーマート

（変更前）代表取締役 栗延 章裕

（変更後）代表取締役 森下 和幸

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

株式会社天満屋ハピーマート

（変更前）代表取締役 栗延 章裕

（変更後）代表取締役 森下 和幸

4 変更年月日

平成二十六年二月七日

二 届出年月日

平成二十六年三月七日

三 縦覧の期間及び場所

平成26年3月14日 岡山県公報 第11567号

1 縦覧の期間

平成二十六年三月十四日から同年七月十四日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

平成26年3月14日 岡山県公報 第11567号

〔一〇六〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成二十六年三月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ハピーマート和気店

所在地 和気郡和気町衣笠字福連六七六番地一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社天満屋ハピーマート

住所 岡山市北区岡町一三番二六号

代表者の氏名 代表取締役 森下 和幸

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

株式会社天満屋ハピーマート

（変更前）代表取締役 栗延 章裕

（変更後）代表取締役 森下 和幸

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

株式会社天満屋ハピーマート

（変更前）代表取締役 栗延 章裕

（変更後）代表取締役 森下 和幸

4 変更年月日

平成二十六年二月七日

二 届出年月日

平成二十六年三月七日

三 縦覧の期間及び場所

平成26年3月14日 岡山県公報 第11567号

1 縦覧の期間

平成二十六年三月十四日から同年七月十四日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

平成26年3月14日 岡山県公報 第11567号

〔二〇七〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成二十六年三月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 カインズホーム津山店・ハピッシュ高野店
所在地 津山市高野本郷字源八一三六九番二ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

- (1) 名称 株式会社ウシオ
住所 鳥取県鳥取市二階町一丁目二一八
代表者の氏名 代表取締役 潮 巽市
- (2) 名称 株式会社天満屋ハピーマート
住所 岡山市北区岡町一三番二六号
代表者の氏名 代表取締役 森下 和幸

3 変更事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
株式会社天満屋ハピーマート
（変更前）代表取締役 栗延 章裕
（変更後）代表取締役 森下 和幸
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
株式会社天満屋ハピーマート
（変更前）代表取締役 栗延 章裕
（変更後）代表取締役 森下 和幸

4 変更年月日

平成二十六年二月七日

平成26年3月14日 岡山県公報 第11567号

二 届出年月日

平成二十六年三月七日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成二十六年三月十四日から同年七月十四日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

平成26年3月14日 岡山県公報 第11567号

〔二〇八〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成二十六年三月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ハピッシュ小田中店

所在地 津山市小田中字膳田二〇三番一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社天満屋ハピーマート

住所 岡山市北区岡町一三番二六号

代表者の氏名 代表取締役 森下 和幸

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

株式会社天満屋ハピーマート

（変更前）代表取締役 栗延 章裕

（変更後）代表取締役 森下 和幸

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

株式会社天満屋ハピーマート

（変更前）代表取締役 栗延 章裕

（変更後）代表取締役 森下 和幸

4 変更年月日

平成二十六年二月七日

二 届出年月日

平成二十六年三月七日

三 縦覧の期間及び場所

平成26年3月14日 岡山県公報 第11567号

1 縦覧の期間

平成二十六年三月十四日から同年七月十四日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

平成26年3月14日 岡山県公報 第11567号

〔二〇九〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成二十六年三月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ひまわり久世店

所在地 真庭市久世字河元二二九一番一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社天満屋ハピーマーケット

住所 岡山市北区岡町一三番二六号

代表者の氏名 代表取締役 森下 和幸

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

株式会社天満屋ハピーマーケット

（変更前）代表取締役 栗延 章裕

（変更後）代表取締役 森下 和幸

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

株式会社天満屋ハピーマーケット

（変更前）代表取締役 栗延 章裕

（変更後）代表取締役 森下 和幸

4 変更年月日

平成二十六年二月七日

二 届出年月日

平成二十六年三月七日

三 縦覧の期間及び場所

平成26年3月14日 岡山県公報 第11567号

1 縦覧の期間

平成二十六年三月十四日から同年七月十四日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

〔一一〇〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成二十六年三月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ゆめタウン久世

所在地 真庭市惣一六四番地の一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

(1) 名称 株式会社イズミ

住所 広島県広島市東区二葉の里三丁目三番一号

代表者の氏名 代表取締役社長 山西 泰明

(2) 名称 株式会社いない

住所 鳥取県倉吉市河原町一七七〇番地

代表者の氏名 代表取締役 稲井 範行

(3) 名称 有限会社家具のサダカタ

住所 真庭市惣一八八番地の一

代表者の氏名 代表取締役 定方 健二

(4) 名称 株式会社イエローハット

住所 東京都中央区日本橋馬喰一丁目四番一六号

代表者の氏名 代表取締役 堀江 康生

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前）

ア 名称 株式会社イズミ

住所 広島県広島市南区京橋町二番二二号

平成26年3月14日 岡山県公報 第11567号

イ 名称 株式会社イエローハット
代表者の氏名 代表取締役社長 山西 泰明

住所 東京都目黒区青葉台二丁目一九番一〇号
代表者の氏名 代表取締役 鍵山幸一郎

(変更後)

ア 名称 株式会社イズミ

住所 広島県広島市東区二葉の里三丁目三番一号

代表者の氏名 代表取締役社長 山西 泰明

イ 名称 株式会社イエローハット

住所 東京都中央区日本橋馬喰一丁目四番一六号

代表者の氏名 代表取締役 堀江 康生

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所及び代表者の氏名

(変更前) 届出書別紙一に記載のとおり

(変更後) 届出書別紙二に記載のとおり

4 変更年月日

平成二十五年十一月二十五日ほか

二 届出年月日

平成二十六年二月二十七日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成二十六年三月十四日から同年七月十四日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

平成26年3月14日 岡山県公報 第11567号

〔一一一〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成二十六年三月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ゆめタウン山陽

所在地 赤磐市下市四七三番地

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社イズミ

住所 広島県広島市東区二葉の里三丁目三番一号

代表者の氏名 代表取締役社長 山西 泰明

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前）

名称 株式会社イズミ

住所 広島県広島市南区京橋町二番二二号

代表者の氏名 代表取締役社長 山西 泰明

（変更後）

名称 株式会社イズミ

住所 広島県広島市東区二葉の里三丁目三番一号

代表者の氏名 代表取締役社長 山西 泰明

(2) 大規模小売店舗の名称

（変更前）イズミ山陽店

（変更後）ゆめタウン山陽

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所及び代表者の氏名

平成26年3月14日 岡山県公報 第11567号

(変更前) 届出書別紙一に記載のとおり

(変更後) 届出書別紙二に記載のとおり

4 変更年月日

平成二十五年十一月二十五日ほか

二 届出年月日

平成二十六年二月二十七日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成二十六年三月十四日から同年七月十四日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

〔一一二〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成二十六年三月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ゆめタウン邑久

所在地 瀬戸内市邑久町尾張字東樋口二六八番地ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社イズミ

住所 広島県広島市東区二葉の里三丁目三番一号

代表者の氏名 代表取締役社長 山西 泰明

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名

(変更前)

名称 株式会社イズミ

住所 広島県広島市南区京橋町二番二二号

代表者の氏名 代表取締役社長 山西 泰明

(変更後)

名称 株式会社イズミ

住所 広島県広島市東区二葉の里三丁目三番一号

代表者の氏名 代表取締役社長 山西 泰明

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所及び代表者の氏名

(変更前) 届出書別紙一に記載のとおり

(変更後) 届出書別紙二に記載のとおり

4 変更年月日

平成26年3月14日 岡山県公報 第11567号

平成二十五年十一月二十五日ほか

二 届出年月日

平成二十六年二月二十七日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成二十六年三月十四日から同年七月十四日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

〔一一三〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成二十六年三月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ゆめマート津山

所在地 津山市伏見町五〇番二ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社イズミ

住所 広島県広島市東区二葉の里三丁目三番一号

代表者の氏名 代表取締役社長 山西 泰明

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前）

名称 株式会社イズミ

住所 広島県広島市南区京橋町二番二二号

代表者の氏名 代表取締役社長 山西 泰明

（変更後）

名称 株式会社イズミ

住所 広島県広島市東区二葉の里三丁目三番一号

代表者の氏名 代表取締役社長 山西 泰明

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所及び代表者の氏名

（変更前）

名称 株式会社イズミ

住所 広島県広島市南区京橋町二番二二号

平成26年3月14日 岡山県公報 第11567号

代表者の氏名 代表取締役社長 山西 泰明
(変更後)

名称 株式会社イズミ

住所 広島県広島市東区二葉の里三丁目三番一号

代表者の氏名 代表取締役社長 山西 泰明

4 変更年月日

平成二十五年十一月二十五日ほか

二 届出年月日

平成二十六年二月二十七日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成二十六年三月十四日から同年七月十四日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

〔一一四〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成二十六年三月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ゆめマート美作

所在地 美作市檜原下字土屋敷一二六八の一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社イズミ

住所 広島県広島市東区二葉の里三丁目三番一号

代表者の氏名 代表取締役社長 山西 泰明

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前）

名称 株式会社イズミ

住所 広島県広島市南区京橋町二番二二号

代表者の氏名 代表取締役社長 山西 泰明

（変更後）

名称 株式会社イズミ

住所 広島県広島市東区二葉の里三丁目三番一号

代表者の氏名 代表取締役社長 山西 泰明

(2) 大規模小売店舗の名称

（変更前）イズミ美作店

（変更後）ゆめマート美作

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所及び代表者の氏名

平成26年3月14日 岡山県公報 第11567号

(変更前) 届出書別紙一に記載のとおり

(変更後) 届出書別紙二に記載のとおり

4 変更年月日

平成二十五年十一月二十五日ほか

二 届出年月日

平成二十六年二月二十七日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成二十六年三月十四日から同年七月十四日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

〔二一五〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の新設に関する届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成二十六年三月十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 届出事項の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 （仮称）ドラッグコスモス湯郷店
所在地 美作市湯郷三六〇番一ほか
- 2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名
名称 株式会社コスモス薬品
住所 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号第一福岡ビルS館四階
代表者の氏名 代表取締役 宇野 正晃
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名
名称 株式会社コスモス薬品
住所 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号第一福岡ビルS館四階
代表者の氏名 代表取締役 宇野 正晃
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成二十六年十月二十八日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
千六百九十七平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
(1) 駐車場の収容台数 六十七台
(2) 駐輪場の収容台数 二十一台
(3) 荷さばき施設の面積 五十・〇平方メートル
(4) 廃棄物等の保管施設の容量 十一・八二立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

午前十時

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻
午後十時

(3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前九時三十分から午後十時三十分まで

(4) 駐車場の自動車の出入口の数 二箇所

(5) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前零時から午後十二時まで（二十四時間）

二 届出年月日

平成二十六年二月二十七日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成二十六年三月十四日から同年七月十四日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び美作市田園観光部商工観光課

平成26年3月14日 岡山県公報 第11567号

〔一一六〕次の建設業者の営業所の所在地を確知できず、その事実を公告し、その公告の日から三十日を経過しても当該建設業者から申出がないので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条の二第一項の規定により、平成二十六年三月十三日付けで、次の建設業者の許可を取り消した。

平成二十六年三月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 商号又は名称 有限会社エム・アンド・イー開発
- 二 代表者の氏名 二又 秀昭
- 三 主たる営業所の所在地 岡山市北区御津宇垣一九一九―二
- 四 許可番号 岡山県知事（般―二二）第二〇七七四号
- 五 許可年月日 平成二十二年十一月二十四日
- 六 処分の内容
建設業法第二十九条第一項の規定による次の建設業の許可の取消し
一般建設業のうち土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、
ほ装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業
- 七 教示
この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して六十日以内に岡山県知事に対して異議申立てをし、若しくは同日から起算して六月以内に岡山県（代表者岡山県知事）を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起し、又はこれらのいずれについても行うことができる。

〔二一七〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十六年三月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市井手字延西三四五―二、三四六―一、三四七―一、三四八―四

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

東京都豊島区東池袋三丁目一―一

株式会社ファミリーマート

代表取締役 中山 勇

三 許可番号

岡山県指令建指第三五九号

〔二一八〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十六年三月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市清音軽部字馬渡向三五〇―一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市清音上中島一八二―一

江口 貴仁

三 許可番号

岡山県指令建指第四一五号

〔二一九〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十六年三月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町前潟字拾ノ割六二四一八、六二四一九

二 許可を受けた者の住所及び氏名

都窪郡早島町早島四一二一四 ブロードビュー二〇二号

石川 誠

石川 美保

三 許可番号

岡山県指令建指第二九四号

平成26年3月14日 岡山県公報 第11567号

〔二二〇〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十六年三月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町前潟字拾ノ割六二四―二、六二四―一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

都窪郡早島町早島一八八五―一 コニファーガーデン二〇七

湯浅 麻衣

湯浅 貴光

三 許可番号

岡山県指令建指第二二三号

◎岡山県公安委員会規則第一号

岡山県警察組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年三月十四日

岡山県公安委員会

岡山県警察組織規則の一部を改正する規則

岡山県警察組織規則（昭和二十九年岡山県公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第十五条第五号を次のように改める。

五 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百一十二号）の施行に関する事。

第十五条中第十号を第十二号とし、第九号を第十一号とし、同条第八号中「保護」を「保護等」に改め、同号を同条第十号とし、同条中第七号を第九号とし、第六号の次に次の二号を加える。

七 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）及び火薬類取締法（昭和二十五年法律第四百十九号）の施行に関する事（組織犯罪対策第一課の所掌に属するものを除く。）。

八 警備業法（昭和四十七年法律第一百七号）の施行に関する事。

第十七条中第五号及び第六号を削り、第七号を第五号とし、第八号を第六号とし、第九号を第七号とする。

第二十一条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 再被害防止に関する事。

附 則

この規則は、平成二十六年三月二十日から施行する。

◎岡山県公安委員会規則第二号

警察法第五十六条第三項の規定による報告等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年三月十四日

岡山県公安委員会

警察法第五十六条第三項の規定による報告等に関する規則の一部を改正する規則
警察法第五十六条第三項の規定による報告等に関する規則（平成十三年岡山県公安委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、同項第三号中「前号の」を「非
違行為（前項の規定による非違行為を含む。）を行った」に、「前項第三号の規定によ
る」を「監督者としての」に改め、同号を同項第二号とする。

様式第二号を次のように改める。

平成26年3月14日 岡山県公報 第11567号

様式第2号

年 月 日

岡山県公安委員会 殿

岡山県警察本部長

非違行為報告書

年 月から 年 月まで

措置の区分 非違行為の区分	本部長訓戒	所属長訓戒	本部長注意	所属長注意	合計
職務放棄・懈怠等					
被疑者事故等					
情報管理・取扱不適切					
職権濫用・収賄供応等					
犯人隠避等					
公文書偽造・毀棄、証拠隠滅等					
物品管理不適切等					
その他の勤務規律違反等					
暴行・傷害等					
窃盗・詐欺・横領等					
交通事故・違反					
異性関係					
その他の法令違反等					
監督責任					
計					

平成26年3月14日 岡山県公報 第11567号

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

◎岡山県公安委員会規則第三号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年三月十四日

岡山県公安委員会

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則（平成六年岡山県公安委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第一号の表富山交番の項中「円山一六八」を「円山一〇八の一」に改める。

第五号の表竹枝駐在所の項を削り、同表建部駐在所の項中「建部町中田一〇八の一」を「建部町中田三二五の四」に、「のうち」を「のうち御津鹿瀬、御津草生の一部、建部町吉田、建部町大田、建部町小倉、建部町土師方、」に改める。

第十一号の表中倉敷駅前交番の項を削り、中央交番の項を次のように改める。

阿知交番	倉敷市阿知二丁目一〇番二四号	倉敷市のうち阿知一丁目、阿知二丁目、阿知三丁目、昭和一丁目、昭和二丁目、鶴形一丁目の一部、鶴形二丁目、東町、本町、川西町、稲荷町、南町、中央一丁目、中央二丁目、船倉町、向山、白楽町の一部、老松町一丁目、老松町二丁目、老松町三丁目、老松町四丁目、老松町五丁目
------	----------------	--

第十一号の表早島交番の項中「大字早島一九四の一」を「前潟三九五の五」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。